

販売店舗について

第一類医薬品

第二類医薬品および第三類医薬品

YOJO薬局より販売します。情報提供は、YOJO薬局の薬剤師又は登録販売者が行います。

薬局の管理及び運営に関する事項

薬局許可書の情報

許可区分

薬局

許可番号

2023文文生薬第350号

発行年月日

令和5年7月1日

有効期限

令和11年6月30日

開設者の氏名

PharmaX株式会社

店舗の名称

YOJO薬局

店舗の所在地

東京都文京区本郷5丁目25-18 ハイテク本郷ビル102

許可証発行自治体

東京都文京区

取り扱い医薬品の区分

第一類医薬品、指定第二類医薬品、第二類医薬品、第三類医薬品

勤務する者の名札等による区別に関する説明

薬剤師:「薬剤師」の名札。一般従事者:「一般従事者」の名札。

特定販売届出書の情報

届出年月日

令和5年7月1日

届出先

東京都文京区保健所長

店舗管理者と勤務する薬剤師・登録販売者の情報

店舗管理者

資格の名称

薬剤師

店舗管理者名

横澤みづき

担当業務

店舗管理・調剤・販売・問い合わせ対応

勤務する薬剤師

資格の名称

薬剤師

加藤 智之, 小島 美香, 島崎 江梨子, 栗岡 瑤, 松本 美乃莉, 長門 瑠美子, 舟田 志穂, 近藤 早希子, 鍋嶋 満理佳

担当業務

店舗管理・調剤・販売・問い合わせ対応

専門家が相談応需を受ける時間および連絡先の情報

電話番号

03-4500-2141

メールアドレス

soudan@pharma-x.co.jp

相談応需時間

月~金:9時~19時

土:9時~18時

営業時間

インターネットでの注文受付時間

24時間

特定販売の医薬品販売時間

月~金:9時~19時

土:9時~18時

実店舗の営業時間

月~金:9時~18時

土:9時~18時

[シフト表](#)

薬局又は店舗の主要な外観の写真



一般用医薬品の陳列の状況を示す写真



一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

医薬品のリスク区分の定義と解説

要指導医薬品

次の【1】から【4】までに掲げる医薬品(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。)のうち、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであって、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているものであり、かつ、その適正な使用のために薬剤師の対面による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われることが必要なものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するもの。

【1】その製造販売の承認の申請に際して、新法第14条第8項第1号に該当するとされた医薬品であって、当該申請に係る承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過しないもの。

【2】その製造販売の承認の申請に際して【1】に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められた医薬品であって、当該申請に係る承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過しないもの。

【3】新法第44条第1項に規定する毒薬

【4】新法第44条第1項に規定する劇薬

一般用医薬品

医薬品のうち、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであって、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているもの(要指導医薬品を除く)。

第一類医薬品

その副作用等により日常生活に支障を来す程度 of 健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうちその使用に関し特に注意が必要なものとして厚生労働大臣が指定するもの及び、その製造販売の承認の申請に際して新法第 14 条第 8 項第 1 号に該当するとされた医薬品であって当該申請に係わる承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過しないもの。

第二類医薬品

その副作用等により日常生活に支障を来す程度 of 健康被害が生ずるおそれがある医薬品(第 1 類医薬品を除く)であって厚生労働大臣が指定するもの。(例)主な風邪薬、解熱鎮痛薬、解熱鎮痛剤など

指定第二類医薬品

その副作用等により日常生活に支障を来す程度 of 健康被害が生ずるおそれがある医薬品(第 1 類医薬品を除く)であって厚生労働大臣が指定するもの。

第三類医薬品

第 1 類医薬品及び第 2 類医薬品以外の一般用医薬品。日常生活に支障をきたす程度ではないが、身体の変調・不調が起こるおそれがある成分を含むもの。

医薬品のリスク区分の表示に関する解説

表記する一般用医薬品のリスク区分ごとに、「要指導医薬品」「第一類医薬品」、「第二類医薬品」、「第三類医薬品」の文字を記載し、枠で囲みます。第二類医薬品のうち、特に注意を要する医薬品については、「二」の文字を枠で囲みます。医薬品の直接の容器又は直接の被包に記載します。また、直接の容器又は直接の被包の記載が外から見えない場合は、外部の容器又は外部の被包にも併せて記載します。

医薬品のリスク区分に応じた提供及び指導に関する解説

要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品にあつては、各々情報提供の義務・努力義務があり、対応する専門家が下記のように決まっています。

要指導医薬品および第一類医薬品

質問がなくても行う情報提供は義務(書面で)であり、相談があつた場合の応答は、薬剤師が行うことが義務付けられています。なお当店では要指導医薬品、第一類医薬品の取扱いはございません。

第二類医薬品

質問がなくても行う情報提供は努力義務であり、相談があつた場合の応答は、薬剤師または登録販売者が行うことが義務付けられています。

第三類医薬品

質問がなくても行う情報提供は不要であり、相談があつた場合の応答は、薬剤師または登録販売者が行うことが義務付けられています。

指定第二類医薬品の販売サイト上の表示等の解説および禁忌の確認・専門家へ相談を促す表示

サイト上では、指定第二類医薬品の表示を商品ごとに表示します。また、すべての指定第二類医薬品について、禁忌事項の確認を促すための表示、注意喚起を行っています。特に小児、高齢者他、商品ページ内または注意喚起を促すページ内の禁忌事項に該当する場合は、重篤な副作用が発生する恐れがあるため、薬剤師もしくは登録販売者までお尋ねください。

(注意喚起を促す表示の例)

この医薬品は指定第二類医薬品です。小児、高齢者他、禁忌事項に該当する場合は、重篤な副作用が発生する恐れがあります。詳しくは、薬剤師または登録販売者までご相談ください。

なお、当店では指定第二類医薬品の取扱いはありません。

一般用医薬品の店頭での陳列に関する解説

要指導医薬品および第一類医薬品、指定第二類医薬品

店頭では、鍵をかけた陳列設備等、直接手に取れない場所へ陳列します。また、特定販売では取り扱いがありません。

第二類医薬品および第三類医薬品

店頭では、他の医薬品等と混在しないように区分して陳列します。また、特定販売でも同様に他の医薬品等と区別できるように扱います。また、サイト上では商品名の後ろに【第1類医薬品】、【指定第2類医薬品】、【第2類医薬品】、【第3類医薬品】とリスク区分を表示しています。

一般用医薬品の使用期限

使用期限まで90日以上ある医薬品をお届けします。

販売記録作成に当たっての個人情報の適正な取り扱いを確保するための措置

医薬品の販売記録作成にあたっては、当社個人情報保護方針に従い適法かつ、適切に取り扱います。

医薬品による健康被害の救済に関する制度に関する解説

救済制度相談窓口：独立行政法人医薬品医療機器総合機構

電話 0120-149-931(フリーダイヤル 相談受付 9:00-17:30)

電子メール:kyufu@pmda.go.jp

薬剤師資格確認検索システム

[厚生労働省薬剤師検索システム](#)で薬剤師の資格確認が行うことができます。

薬剤師及び登録販売者の勤務状況

[シフト表](#)で確認いただけます。